

令和2年度

学校いじめ防止基本方針



野田市立尾崎小学校

目 次

1	基本理念	1
	(1) いじめの定義	
	(2) いじめ防止対策の基本的な方針	
	(3) いじめ問題に関する基本的認識	
2	組織	2
	(1) いじめ防止対策の組織	
	(2) いじめ推進委員会の役割	
3	いじめの未然防止について	3・4
	(1) 学級経営の充実	
	(2) 道徳教育の充実	
	(3) 相談体制の整備	
	(4) たて割り活動の実施	
	(5) インターネット等を通じて行われるいじめに対する対策	
	(6) 地域や学校相互間の連携・協力体制の整備	
	(7) その他（職員の配慮事項）	
4	いじめの早期発見について	4・5
	(1) 「いじめ実態調査」の実施	
	(2) 教育相談週間の設定	
	(3) 家庭・地域との連携（情報の共有化）	
	(4) いじめ防止に係る啓発	
	(5) 専門機関との連携	
5	いじめの相談・通報の体制について	6
	(1) 相談体制の整備と教育相談の充実	
	(2) 相談窓口について周知	
	(3) 専門機関との連携	
6	いじめを認知した場合の対応について	7
	(1) 情報の収集（学級担任・養護教諭等）	
	(2) 指導・支援体制の整備（事案に応じた組織編成）	
7	いじめの指導について	8・9
	(1) 子どもへの指導・支援	
	(2) 保護者との連携（学級担任を含む複数の教員）	
8	重大事態への対処について	9・10
	(1) 重大事態の意味	
	(2) 被害の子どもの保護・ケア	
	(3) 加害の子どもへの働きかけ	
	(4) 野田市教育委員会との連携	
	(5) 保護者・地域との連携	
9	公表、点検、評価等	10
	(1) 学校いじめ防止基本方針について	
	(2) いじめについての取り組みについて	
10	資料（年間計画・重大事態対応フォロー図）	11・12

学校いじめ防止基本方針

野田市立尾崎小学校

1 基本理念

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【令和元年5月24日公布 改正 「いじめ防止対策推進法」第2条より】

(2) いじめ防止対策の基本的な方針

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じおそれがあるものである。

いじめの問題への対応は学校における最重要課題の一つであり、一人の教職員が抱え込むものではなく、学校が一丸となって組織的に対応することが必要である。また、関係機関や地域の力も積極的に取り込むことが必要である。

そこで、本防止基本方針を策定し、児童の尊厳を保持する目的の下、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進していくものとする。

(3) いじめ問題に関する基本的認識

いじめは、「どの子どもにも、どの学校でも起こり得るものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない。」ということを十分認識するとともに、特に、以下に示すいじめの基本的認識をしっかりと持ち、適切に対応する。

1. 「弱いものをいじめることは人間として絶対に許されない」との強い認識を持つ。
2. いじめられている子どもの立場に立った親身の指導を行う。
3. いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりを有している。
4. いじめの問題は、教師の児童観や指導の在り方が問われる問題である。
5. 家庭・学校・地域社会など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって真剣に取り組むことが必要である。

2 組織

(1) いじめ防止対策の組織

いじめ問題への組織的な取り組みを推進するため、「いじめ対策推進委員会」を設置し、そのチームを中心として、教職員全員で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。構成員は以下のとおりとする。

＜校内構成員＞ 校長，教頭，主幹教諭，教務主任，生徒指導主任
長欠対策主任，養護教諭，各学年 1 名

＜校外構成員＞ 野田市教育委員会及び関係機関の助言者，警察，保護者代表
学校医，スクールカウンセラー，スクールサポーター等

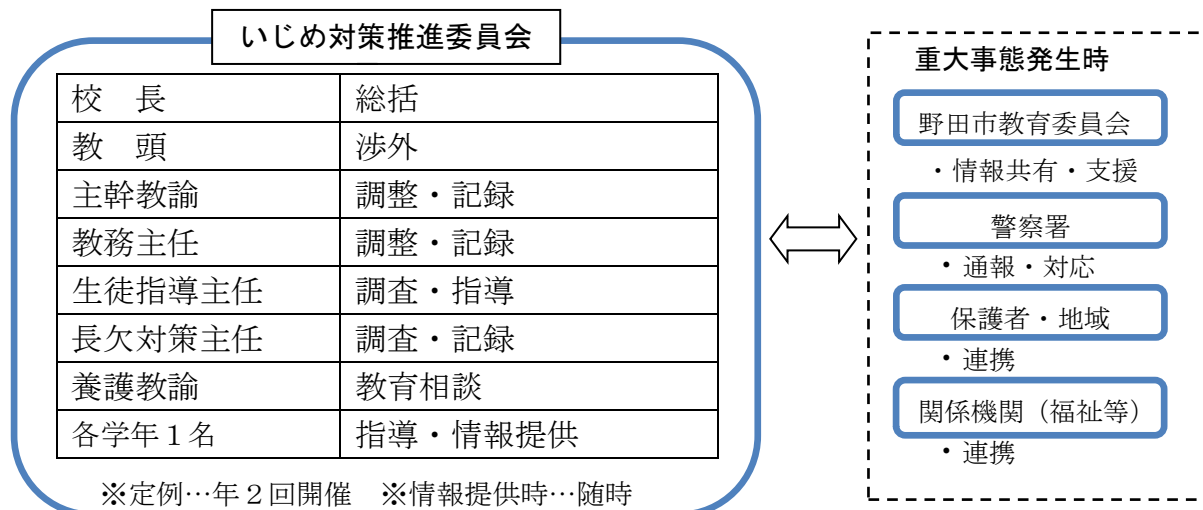
※校内構成員は，年間 2 回の定例会を開催する。ただし，いじめの疑いに係る情報があつた時には，学校長の求めにより緊急会議を開催し，対策にあたる。

※校外構成員については，いじめ問題の事案により，学校長が特化した専門的かつ機動的な委員会を設置するために召集し，対策にあたる。

(2) いじめ対策推進委員会の役割

- ① いじめ事案に対しては，いじめ対策推進委員会が中核となり，組織的に取り組む。
- ② いじめに関する情報の収集や記録，対応に関する役割分担をする際の中核になる。
- ③ 重大事態が起こった場合は，教育委員会指導課長へ速やかに報告し，校外構成員も含めたいじめ対策推進委員会が中核になって調査・対応を行う。
- ④ いじめ防止に向けた年間計画の作成や，PDCA サイクルでの検証を行う。

＜いじめ対策推進委員会組織図＞



3 いじめの未然防止について

(1) 学級経営の充実

- ① ソーシャルスキルトレーニングを実施したり、Q-U 検査を実施する場合はその結果を生かしたりして、児童の実態を十分に把握し、よりよい学級経営に努める。
- ② 生徒指導の三機能（自己決定の場，自己存在感，共感的人間関係）を生かした，一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりを進める。
- ③ 教職員の不適切な認識や言動が，児童を傷つけたり，他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう，指導の在り方には細心の注意を払う。

(2) 道徳教育の充実

- ① 道徳の授業を通して，児童の自己肯定感を高める。
- ② 全ての教育活動において道徳教育を実施し，人権尊重の精神や思いやりの心などを育てる。
- ③ 命を大切にするキャンペーンや豊かな人間関係づくり実践プログラム等に計画的に取り組む。

(3) 相談体制の整備

- ① いじめ実態調査の後に，学級担任により教育相談を行い，児童一人一人の理解に努める。
- ② Q-U 検査結果の考察と対応策を考え，職員研修で共通理解を図る。
- ③ 教育相談週間を年間計画に位置付けて実施したり，相談箱の活用を図ったりする。

(4) たて割り遊びの実施

- ① たて割り遊びの中で，協力したり協調したりすることを学習し，コミュニケーション能力を身に付けさせる。

(5) インターネット等を通じて行われるいじめに対する対策

- ① 情報モラルに関する教職員研修や児童・保護者を対象とした講習会を実施する。

(6) 地域や学校相互間の連携・協力体制の整備

- ① 地域での様々な行事に参加したり，中学校や幼稚園・保育所と交流学習を行ったりして，連携・協力体制の整備を図る。

(7) その他（職員の配慮事項）

① 学級担任

- ・日常的にいじめの問題に触れ、「いじめは人間として絶対にゆるされない」という雰囲気を学級全体に醸成する。

② 養護教諭

- ・学級担任と連携して、命の大切さを取り上げた授業を行う。

③ 生徒指導主任

- ・いじめの問題について校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、教職員間の共通理解を図る。

④ 校長・教頭

- ・全校集会や学校便りなどでいじめの問題に触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」という雰囲気を学校全体に醸成する。
- ・学校の教育課都度全体を通じた道德教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進に積極的に取り組む。
- ・児童が自己有用感を高められる場面や、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設けるよう教職員に働きかける。

4 いじめの早期発見について

(1) 「いじめ実態調査」の実施

- ※ 全校児童を対象とした「いじめ実態調査」を年2回実施する。

① 第1回「いじめ実態調査」実施。(6月)

「いじめ実態調査」の追跡調査(9月)

継続支援状況の確認(通年)

② 第2回「いじめ実態調査」実施(11月)

「いじめ実態調査」の追跡調査(1月)

継続支援状況の確認(通年)

(2) 教育相談週間の設定

- ① 全校児童及び保護者を対象とした教育相談週間を実施する。(11月)

(3) 家庭・地域との連携(情報の共有化)

① 家庭との連携

学校いじめ防止基本方針について、保護者に周知し、理解を得る。また、日頃より情報を共有しやすい関係を築く。また、いじめがあった場合は、速やかに学校に相談するように啓発する。

② PTA や地域との連携

学校いじめ防止基本方針について、地域に周知し、理解を得る。また、日頃より情報を共有しやすい関係を築く。また、いじめ問題について、PTA 協議する機会を設ける。

(4) いじめ防止に係る啓発

学校便りやホームページ、PTA 広報誌等を活用し、いじめ防止・対策に係る啓発活動を行う。

(5) 専門機関との連携

専門機関との連携を図り、教育相談やカウンセリングの充実を促進する。

(6) その他（職員の配慮事項）

① 学級担任

- ・朝・帰りの会や授業中などの観察を日頃から心がけ、出席をとる時の声や授業中の顔の表情などに留意することで、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。
- ・休み時間・放課後の児童との雑談の中や日記等を活用し、交友関係や悩みを把握する。
- ・個人面談や家庭訪問の機会を活用し、教育相談を行う。

② 養護教諭

- ・保健室を利用する児童との雑談の中などで、その様子に目を配るとともに、児童の悩みがある場合には、担任や管理職に報告する。

③ 生徒指導主任

- ・定期的なアンケート調査や教育相談の実施等に計画的に取り組む。
- ・児童の生活する場の異常の有無を確認する。

④ 校長・教頭

- ・児童及びその保護者、教職員がいじめに関する相談を気軽に行うことができる体制を整備する。
- ・学校における教育相談が、児童の悩みを積極的に受け止められる体制となり、適切に機能しているか、定期的に点検する。

5 いじめの相談・通報の体制について

(1) 相談体制の整備と教育相談の充実

- ① 校内相談体制を整備する。
- ② 教育相談週間を設置する。
- ③ 保護者自由参観及び相談を日常化する。
- ④ 相談箱を設置する。

(2) 相談窓口についての周知

- | | |
|--|------------------|
| ① 学校の相談窓口担当者 | 教頭 養護教諭 |
| ② ひばり教育相談 | ☎ 04 (7125) 8088 |
| ③ 学校・野田市以外の主な相談窓口 | |
| ・ 24時間子供SOSダイヤル | ☎ 0120 (0) 78310 |
| ・ 県 子どもと親のサポートセンター | ☎ 0120 (415) 446 |
| ・ 千葉いのちの電話 | ☎ 043 (227) 3900 |
| ・ ヤング・テレホン（千葉県警察少年センター）
（非行・犯罪被害などに関すること） | ☎ 0120 (783) 497 |
| ・ 子どもの人権110番 | ☎ 0120 (007) 110 |

(3) 専門機関との連携

- ① 専門機関との連携を図り，教育相談やカウンセリングの充実を促進する。ひばり教育相談，スクールカウンセラーの学校派遣を依頼し，協力・助言をしてもらう。

6 いじめを認知した場合の対応について

(1) 情報の収集（学級担任・養護教諭等）

教職員，児童，保護者，地域住民，その他から情報を集める。

- ① いじめと疑われる行為を発見した場合，その場でその行為を止める。
(暴力を伴ういじめの場合は，複数の教員が直ちに現場に駆けつける。)
- ② 児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には，真摯に傾聴する。
- ③ 発見・通報を受けた場合は，速やかに関係児童から聞き取るなどして，いじめの正確な実態把握を行う。
- ④ その際，他の児童の目に触れないよう，聞き取りの場所，時間等に慎重な配慮を行う。
- ⑤ いじめた児童が複数いる場合は，同時刻にかつ個別に聞き取りを行う。
- ⑥ 教職員，児童，保護者，地域住民，その他からいじめの情報を集める。
- ⑦ その際，得られた情報は確実に記録に残す。
- ⑧ 一つの事象にとらわれ過ぎず，いじめの全体像を把握する。

(2) 情報の共有

- ① いじめを認知あるいは疑いを持った場合は，必ずいじめを防止する校内組織へ報告し，学校全体の組織で対応する。
- ② 校内で情報共有した案件で，県のスクールソーシャルワーカー等，関係機関との連携が必要な場合は，市教育委員会にも情報を提供して連絡を密にする。
- ③ いじめの中に，犯罪行為として取り扱われるべきと認められ，児童の生命，心身又は財産に重大な被害が生じるような案件は，早期に警察に相談や通報の上，警察と連携して対応する。

(3) 指導・支援体制の整備（事案に応じた組織編成）

- ① 「いじめ対策推進委員会」を直ちに開催し，正確な実態把握に基づき，指導・支援体制を組み，方針を決定する。また，事案に応じては組織編成を工夫し，役割を分担するなどして対応する。
 - ・ いじめられた児童や，いじめた児童への対応。
 - ・ その保護者への対応。
 - ・ 教育委員会や関係機関等との連携の必要性の有無等。
- ② 些細な兆候であっても，いじめの疑いがある行為には，早い段階からの的確に関わりを持つことが必要である。
- ③ 児童の生命，身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがある時は，直ちに所轄警察署に通報し，適切に援助を求める。
- ④ 現状を常に把握し，随時，指導・支援体制に修正を加え，「組織」でより適切に対応する。

7 いじめの指導について

※常に状況の把握に努める

※随時指導・支援体制に修正を加え、「組織」でより適切に対応する。

(1) 子どもへの指導・支援

「組織」で決定した指導・支援体制に基づき、子どもへの指導・支援を行う。

① いじめられた児童生徒に対応する教員

- ・いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保するとともに、いじめられた児童に対し、徹底して守り通すことを伝え、不安を除去する。
- ・いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる。
- ・いじめられている児童に「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。

② いじめた児童に対応する教員

- ・いじめた児童への指導にあたっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ・必要に応じて、いじめた児童を別室において指導したり、出席停止制度を活用したりして、いじめられた児童が落ち着いて教育を受ける環境の確保を図る。
- ・いじめる児童に指導を行っても十分な効果を上げることが困難である場合は、教育委員会、野田警察署とも連携して対応する。
- ・いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも留意する。
- ・不満やストレス（交友関係や学習、進路、家庭の悩み等）があっても、いじめに向かうのではなく、運動や読書などでの的確に発散できる力を育む。

③ 学級担任等

- ・学級会等で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。
- ・いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めることはできなくとも、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。
- ・はやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。

④ 組織

- ・状況に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールサポーター等の協力を得るなど、対応に困難がある場合のサポート体制を整えておく。
- ・いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注を払い、折に触れ必要な支援を行う。
- ・指導記録を保存し、児童の進学や進級、転学に当たって、適切に引き継ぎを行う。

(2) 保護者との連携（学級担任を含む複数の教員）

つながりのある教職員を中心に、即日関係児童の家庭訪問を行うなどして、保護者との連携を図る。

- ① 家庭訪問（加害、被害とも行う。また、学級担任を中心に複数人数で対応。）等により、迅速に事実関係を伝えとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。
- ② いじめられた児童を徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り保護者の不安を除去する。
- ③ 事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明したいじめ事案に関する情報は、隠蔽することなく適切に提供する。

8 重大事態への対処について（資料「重大事態フロー図」参照）

(1) 重大事態の意味

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

【平成25年9月28日施行 「いじめ防止対策推進法」第28条より】

※具体的には、「生命被害」「身体被害」「財産被害」「精神被害」がいじめの因果関係で生じた疑いが認められた場合をいう。また、相当の期間とは、30日が目安だが、一定期間連続して欠席した場合もこれに当たる。さらに、児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったと申し出があった場合も含む。

(2) 被害の子どもへの保護・ケア

- ① 被害の子どもに対する複数の教員によるマンツーマンでの保護
- ② スクールカウンセラーによるケア
- ③ スクールソーシャルワーカーによる家庭訪問を通じた家庭状況の把握とケア
- ④ 適応指導教室への通級等の実施

(3) 加害の子どもへの働きかけ

- ① 別室での学習の実施
- ② 警察への相談・通報
- ③ 懲戒や出席停止
- ④ 加害の子どもとその保護者に対するケア

(4) 野田市教育委員会との連携

- ① 教育委員会指導課長へ速やかに報告する。
- ② 教育委員会と協議し、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③ 組織を中心として、事実確認を明確にするための調査を実施する。
- ④ 調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対して、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- ⑤ 調査結果を、教育委員会指導課長に報告する。

(5) 保護者・地域との連携

- ① いじめ対策緊急保護者会の開催
- ② PTA 常任委員会の活用
- ③ 学校評議員，民生委員等との連携

9 公表，点検，評価等について

(1) 学校いじめ防止基本方針について

- ① いじめ防止のための組織を中心に，全教職員で基本方針の点検や見直しを行う。
- ② 基本方針は，学校ホームページで公表する。

(2) いじめについての取り組みについて

- ① 学校評価を活用し，いじめ防止の取り組みについて評価する。
- ② 評価結果の分析に基づき，取り組みの改善を図る。

10. 資料

年間計画（野田市立尾崎小学校）

	教育委員会及び施策等に係る事項	校内取り組み	備 考
4 月	・いのちを大切にするキャンペーン（～夏季休業前） ・SOS の出し方に関する教育 ・児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査 ・ひばり教育相談派遣・研修会 ・野田市スクールサポーター配置 ・野田市新規採用教職員研修会	・学校いじめ防止基本方針の共有・確認 ・SOS の出し方に関する教育 ・いのちを大切にするキャンペーンの実施（～夏季休業前） ・家庭訪問による実態把握 ・相談箱の設置	・いじめ対策推進委員会 ・生徒指導 ・学級担任
5 月	・野教研生徒指導部会 ・小・中学生指導推進研究協議会（県）	・配慮を要する児童の共通理解	・特別支援教育コーディネータ
6 月	・第 1 回学校警察連絡協議会 ・第 1 回保護司学校連絡会 ・第 1 回全校児童生徒を対象とした「いじめ実態調査」	・第 1 回いじめ実態調査の実施 ・情報モラル教育の実施	・生徒指導主任 ・学級担任
7 月	・第 2 回学校警察連絡協議会 ・「夏季休業中における児童生徒の指導」 ・野田市教育相談研修会 ・学校人権指導者養成講座 ・教育相談連絡会	・いじめ対策委員会（事例検証・進捗状況の確認） ・個人面談	・いじめ対策推進委員会 ・学級担任
8 月	・野教研生徒指導部会 ・教頭・教務主任合同研修会 ・野田市情報モラル指導者研修会	・職員研修	・研究主任
9 月	・全校児童生徒を対象とした「いじめ実態調査」の追跡調査 ・「いじめ実態調査」に係る学校訪問（聞き取り）	・いじめ実態調査の追跡調査及び報告	・学級担任、管理職
10 月	・「いじめ実態調査」に係る学校訪問（聞き取り）	・いじめ実態調査の追跡調査及び報告	・学級担任、管理職
11 月	・第 2 回全校児童生徒を対象とした「いじめ実態調査」	・第 2 回いじめ実態調査の実施 ・教育相談週間	・生徒指導主任、学級担任 ・教育相談担当
12 月	・第 3 回学校警察連絡協議会 ・「冬季休業における児童生徒の指導」 ・教育相談研修会	・学校教育評価の実施 ・いじめ対策委員会（事例検証・進捗状況の確認） ・職員研修	・管理職 ・いじめ対策推進委員会
1 月	・全校児童生徒を対象とした「いじめ実態調査」の追跡調査 ・「いじめ実態調査」に係る学校訪問（聞き取り）	・体罰に関するアンケートの実施 ・学校評価の検証	・管理職
2 月	・第 2 回学校保護司学校連絡会 ・「業期及び学年末学年始児童生徒の指導」 ・「いじめ実態調査」に係る学校訪問（聞き取り）	・学校評議員会議 ・いじめ実態調査の追跡調査及び報告	・学級担任、管理職
3 月	・生徒指導主任連絡会 ・「いじめ実態調査」最終報告（聞き取り） ・教員実践教育相談	・いじめ対策委員会（基本方針の見直し・次年度計画の策定）	・いじめ対策推進委員会

重大事態対応フロー図

- 第 22 条「いじめの防止等の対策のための組織」でいじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有
- いじめの事実の確認を行い、結果を設置者へ報告

重大事態の発生

- 野田市教育委員会に重大事態の発生を報告（※野田市教育委員会から野田市長等に報告）
 - ア）「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」（児童が自殺を企図した場合等）
 - イ）「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」（年間 30 日を目安。一定期間連続して欠席している場合などは、迅速に着手）
- ※「児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき」

野田市教育委員会が、重大事態の調査の主体を判断

学校が調査主体の場合

野田市教育委員会の指導・助言のもと、以下のような対応に当たる

◎学校の下に、重大事態の調査組織を設置

- ※組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めることが求められる。
- ※第 22 条に基づく「いじめの防止等の対策のための組織」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法が考えられる。

◎調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

- ※いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべき。
- ※たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実をしっかり向き合おうとする姿勢が重要。
- ※これまで学校で先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施。

◎いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供

- ※調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供（適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい）。
- ※関係者の個人情報に十分配慮。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。
- ※得られたアンケートは、いじめられた児童や保護者に情報提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要。

◎調査結果を野田市教育委員会に報告（※野田市教育委員会から野田市長等に報告）

- ※いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童又はその保護者の所見をまとめて文書の提供を受け、調査結果に添える。

◎調査結果を踏まえた必要な措置

野田市教育委員会が調査主体の場合

◎野田市教委育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査に協力